（様式第10-7号）

「障がい者（障害者）雇用状況報告書」の提出について

（加算の対象とする場合は、必ず記入し、提出して下さい。）

|  |
| --- |
| 障がい者の実雇用率　※  　　　　　　％（単体もしくは代表構成員の実雇用率）  　　　　　　％（構成員）  　　　　　　％（構成員） |

※　共同企業体で入札参加する場合は、代表企業のみを加算点の評価対象とします。

※　実雇用率について

（１）法定の障害者雇用状況報告書の提出義務のある事業主

・提出いただく「障害者雇用状況報告書（写し）」の「実雇用率」欄の数を記載してください。

・「実雇用率」欄の記載が「2.50%」の場合には

「計」欄÷「法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数」欄×１００

の数を2.5％超が分かる小数点以下の桁数まで記載してください。

（２）法定の障害者雇用状況報告書の提出義務のない事業主

・提出いただく「障がい者雇用状況報告書（常用雇用労働者40.0人未満事業主用）」の「実雇用率」欄の数を記載してください。

※　本調書に以下の書類を添付すること。

（１）法定の障害者雇用状況報告書の提出義務のある事業主

次の①～④のうち該当する書類（いずれも公共職業安定所の受付印のあるもの。電子申請を行った場合は、その到達を確認できる書類を併せて添付すること）

1. 常用雇用労働者40.0人以上の民間事業主（法定雇用2.5％）

「障害者雇用状況報告書（以下「国報告書」という。）（様式第６号）」の写し

②グループ適用の認定を受けた事業主（法第45条の認定を受けた事業主）

「国報告書（様式第６号の２（２））」の写し

③企業グループ算定特例を受けた事業主（法第45条の２の認定を受けた事業主）

「国報告書（様式第６号の３（２））」の写し

④事業協同組合等算定特例を受けた事業主（法第45条の３の認定を受けた事業協同組合等の事業主）

「国報告書（様式第６号の４（２））」の写し

（２）法定の障害者雇用状況報告書の提出義務のない事業主

以下書類で大阪府商工労働部雇用推進室の受付印のあるもの

「障がい者雇用状況報告書（常用雇用労働者40.0未満の民間事業主用）の写し

※　この調書において「法定」とは、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の規定によるものとする。

|  |
| --- |
| 障がい者の雇用率及び書類について不明点等ある場合は、以下問い合わせ先に確認してください。  【問い合わせ先】  大阪府商工労働部　雇用推進室　就業促進課　障がい者雇用促進グループ  〒540－0031 大阪市中央区北浜東3-14　エル・おおさか本館11階  電話：06-6360-9077・9078 　FAX：06-6360-9079 |